「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の違反に関する質問主意書

提出者

長

妻

昭

国務大臣、 副大臣及び大臣政務官規範」 の違反に関する質問主意書

平成十三年一月六日に閣議決定された国務大臣、 副大臣及び大臣政務官規範 (以下、 大臣規範という) に

関して以下、お尋ねする。

- 一 平成十三年一月六日以降、大臣規範の対象者は、総計何人か。
- 大臣規範に違反した、あるいは違反の疑いがあると考えられる対象者は過去・現在で何人おられるか。

それぞれの氏名と内容をお示し願いたい。

大臣規範には1(3)に 「国務大臣等としての在任期間中は、 株式等の有価証券、 不動産、 ゴルフ会

員権等の取引を自粛することとする」とあるが、これに抵触した対象者はおられるか。

2 竹中平蔵大臣が、 大臣在任中にマンションの売却をしたと聞いているが、 仮に売却が本人の意思によ

るものでも、 売却主体が法人であれば、この規定に、 抵触しないと解釈されるのか否か。

- 四 大臣規範1 (7) には、 「外国の元首や政府等から贈物を受ける場合、 二万円を超えるものは、 原則
- として退任時にその所属していた府省庁に引き渡すものとする」という規定がある。平成十四年九月の

総理訪朝時、 北朝鮮からもらった贈物は二万円を超えていたか、 否か。

2 生ものの場合は、 退任時には、二万円の価値は無くなっている可能性が高い。 本規定の二万円という

金額は、 贈物受領時の価値でなく、 退任時の価値と解釈するのか。

3 大臣規範1(7)の規定は、 退任時に、 引き渡せないような生もの等はもらってはいけないとの解釈

も成り立つが、どうお考えか。

4 贈物が外交機密に当たる場合は存在するか。また、その場合はどのようなケースか。

贈物の公表がなされない場合、この大臣規範が遵守されているか否かは、誰がどのように判断するの

か。 判断する責任部署の名前と、 判断手法を詳細にお示し願いたい。

右質問する。

5